

議会改革について議員等からの提案・検討結果一覧表

(平成21年12月15日)

(公職選挙法：公選法、地方自治法：自治法、中野市議会会議規則：会議規則、中野市議会委員会条例：委員会条例、と略します。)

*引き続き検討する事項

テーマ	検討事項	検討趣旨・内容	現 状	検討の時期	検討結果
運営	条例の制定	・定数条例、定例会の回数を定める条例、事務局設置条例の3条例を一本化し、(仮称)中野市議会基本条例を制定する。	三重県 ほか4府県 伊賀市ほか39市町村 松本市(H21.4.1施行) 飯田市は、自治基本条例をH19.4.1施行		条例の制定が必要か否かを含め、十分な議論が必要である。 改選後の議会へ引継ぎ検討する。
		・政治倫理条例を制定する。	県内 長野県、須坂市、小諸市、塩尻市、千曲市 県外 堺市、天理市、天童市、大野市ほか		条例の制定が必要か否かを含め、十分な議論が必要である。 改選後の議会へ引継ぎ検討する。
費用	政務調査費	・対象となる必要な経費の基準の細目を作成する。			8月5日開催の第24回議会改革検討委員会で政務調査費について、別添のとおり決定した。 規則別表中の字句に訂正が必要なことから、議運及び全協で規則案を審議いただき、平成22年度から新基準により運用できるよう、規則改正を行う。
	行政視察	・視察の日当等は廃止する。			視察の日当については、報酬の二重受け取りという考えがあり、廃止の方向で考えているが、改選後の議会へ引継ぎ検討する。
その他	議会の議決事項	・基本計画、都市計画マスタープランなどを議決事項にする。			必要か否かを含め、十分な議論が必要であるため、改選後の議会へ引継ぎ検討する。
パブリックコメントでの意見	懇談会の開催	・住民との懇談会を中学校区単位で開催する。		現在検討中	11月に議会報告と住民懇談会を開催(別添開催(案)による)
		・住民との懇談会を土日や祝日に開催する。			11月開催の議会報告と住民懇談会の開催状況を見て、開催後検討する。
	政務調査費公開	・領収書を添付して、議員ごとに政務調査費を公開する。			平成22年度から公開予定。

*検討済み事項

テーマ	検討事項	検討趣旨・内容	現 状	検討の時期	検討結果
運 営	議員定数	・22人から18人に削減する。 ・市民、2,000人～2,200人に、議員1名とする。 ・他市と比較検討する。	・中野市22人(2,113人) ・小諸市21人(2,155人) ・須坂市20人(2,669人) ・諏訪市15人(3,521人)	平成21年 3月19日改正	平成20年9月24日決定 議員定数は2減の20名とする。 (H20.5.8から6.10までアンケート調査実施。パブリックコメントH20.12.25からH21.1.24まで実施) 平成21年1月29日最終決定。 議員定数条例の一部を改正する条例案を平成21年3月19日に可決。 平成21年3月25日以後の一般選挙から適用する。
	条例の制定	・議員の議案提出権は、地方自治法第112条第2項の定数の十二分の一以上とするよう会議規則を改正する。	法定数と同数 10市 法定数+1 8市 法定数-1 1市	平成19年 11月30日決定	地方自治法第112条第2項以外のもの(機関意思決定)を法定数と同数にする。 会議規則の一部を改正する規則案を平成20年3月21日に可決。
会議、委員会	会議、委員会	・豊田支所、北・西部公民館等で本会議(委員会)を開催する。 ・本会議を夜間や土、日、祝日に開催する。		平成20年 8月11日 第16回会議で決定	アンケート結果から、開催場所及び開催日時は現状どおりとする。
		・常任委員会を複数所属にする。	県内1市 (予算決算常任委員会全議員)	平成21年 3月19日改正	平成21年1月29日最終決定 議員定数削減により、民生環境委員会、経済建設委員会の委員定数を1名減の6名とする。 委員会条例の一部を改正する条例案を平成21年3月19日を可決。平成21年3月25日以後の一般選挙で選出された議員の任期の始まる日から適用する。
		・1日1委員会の開催とする。	県内4市 1日1委員会		
		・委員会の傍聴は、特別な事情がない限り、自由にする。		平成19年 8月28日決定	現状も同様である。 委員会条例第19条及び先例による。
	質疑、答弁等	・質疑は、意見や賛否を表明するためのものではないことを明確にする。		平成19年 8月28日決定	議長が制止し整理する。 会議規則第55条第3項のとおり。

		・質問時間は60分とする。 (答弁を除く)	・答弁含め60分7市、 質問のみ30分5市ほか	平成19年 11月2日決定	試行1年が経過するので、議運で結論を出す。 11/30 質問席についての要望あり。(議運で検討) 答弁含め60分以内(11/27 議運、12/4 全協で決定) 平成20年第3回(6月)定例会から質問席を設置。
	正・副議長	・正副議長選挙は立候補制にし、全員協議会で所信表明し、投票によって決める。		平成19年 11月30日決定	正副議長選挙は立候補制にし、全員協議会で所信表明し、投票によって決める。 検討趣旨・内容のとおり実施する。 平成20年第2回(4月)臨時会から実施。
		・議長は、議会の代表として、公平・中立を守り、特定の「会派」の会議には出席しないこととする。		平成19年 11月30日決定	会議等の出席範囲については、議長判断に任せる。 議長の立場で行動されるため、特に制約する必要はない。
		・議長は常に少数意見を尊重し、議会運営にあたる。		平成19年 8月28日決定	現状も同様である。 民主主義の原則、趣旨のとおり運営されている。
	議会全員協議会	・協議事項の案件等は事前に分かりやすい資料を配布する。		平成19年 8月28日決定	可能な限り事前配布を含め要望していく。
費用	議員報酬	・適正額の検討が必要である。 (特別職等報酬中野市特別職報酬等審議会で決定し、平成20年3月に改定したところである。)	中野市 303 千円 小諸市 333 千円 須坂市 355 千円 諏訪市 349 千円		特別職報酬等審議会において議論していただくことがよい。
	政務調査費	・年額240,000円に引き上げる。	県下平均 160,632 円 中野市 96 千円 小諸市 108 千円(会派) 須坂市 150 千円(会派) 諏訪市 120 千円(グループ)		金額については現行金額。
	行政視察	・常任委員会の行政視察は、原則2年に1回(1泊2日以内)とする。 ・特別委員会は、必要に応じて行う。(予算の範囲内で) ・海外視察については引き続き凍結する。	(常任委員会) ・年1回14市、無制限4市 隔年1市 (特別委員会) ・年1回2市、無制限5市 隔年6市、無し他6市	平成19年11月 30日決定(日当 等の 廃止は除く)	常任委員会は、1期4年任期の間に2回、原則1年目と3年目に10万円以内で実施する。 特別委員会は、1委員会を予算化し、必要に応じて3万2千円以内で実施する。 海外視察については引き続き凍結する。
情報公開	議長交際費の公開	・議会ホームページで公開する。	ホームページで公開4市	平成19年11月 30日決定 平成19年12月 12日に(案)を 提示 (平成20年4月 分を5月15日 からホームページ で公開。)	議会HPで公開する。 公開基準については、個人情報等取扱いについて要綱等を作成する。
	情報の共有化	・一部事務組合議会等の情報を全議員へ知らせる。		平成19年 11月30日決定	招集告示を全議員へ配布し、議案及び会議録は議員控え室に配置し、閲覧できるようにする。
その他	議員の資質向上	・講演会、研修会及び研究会を開催する。	・中野市(平成18年開催)、 北信3市、3市町、東北信9市	平成19年 11月30日決定	他市町村との共催も含め検討し、実施する。
	議会表彰制度の創設	・市長は、一般市民を対象とした功労者・善行者表彰制度はあるが、議会(議長)としての制度はない。開かれた議会という観点からも、特に、市民の模範として、地域貢献されている方々を顕彰したらどうか。(市長との連名で行うことも考えられる。)		平成19年 11月30日決定	議会独自の表彰制度創設の必要はない。
	議会図書室	・官報、資料など図書の充実をする。 ・議会ホームページを見直しする。		平成19年 11月30日決定	第1委員会室を図書室にし、官報、現行法規及びコピー機を配備する。(平成20年4月から実施) 情報の公開は速やかにし、議会HPへ、各常任委員会、議会全員協議会、議会改革検討委員会及びその他会議の概要を掲載する。
	委員会懇親会	・議会最終日及び委員会の懇親会の懇親会のあり方を検討する。	・本会議最終日3、12月議会 ・委員会(6、12月課長以上)、 (3、9月係長以上)	平成19年 11月30日決定	本会議最終日の懇親会は、年2回、3月及び12月に課長以上の出席で行う。 委員会の懇親会は、年2回、6月は係長以上、9月は課長以上の出席で行う。 (平成20年第1回(3月)定例会から実施。)
	広聴	・議会改革に対する市民の意見を募集して検討委員会で研究する。	・8月21日FAX、 8月31日文書による提言あり		

***いただいた意見等に対する事項**

テーマ	検討事項	検討趣旨・内容	現 状	検討の時期	検討結果
8月21日FAXによる提言	議員の年齢	・議員立候補者定年制（70歳）を導入したらどうか。	・年齢制限なし	平成19年11月2日決定	市議議員の被選挙権については、公選法第10条、第11条及び第11条の2規定以外に制限することは出来ない。
	議員の職業	・議員の職業に制限を設けたらどうか。	・職業の制限なし	平成19年11月2日決定	自治法及び公選法により制限をされている。
	委員会	・常任委員会と特別委員会の見直し	・監査委員を廃止して、監査特別委員会を設置する。 ・常任委員会は1日1委員会の開催として、他の委員の同席を義務付ける。	平成19年11月2日決定	・議会に監査特別委員会を設置しても法律に規定がなく、監査委員と同等の職務は出来ないため無用である。 今ある特別委員会は、議会の議決により設置している。 ・現状どおりとする。
	意見交換	・正副議長及び正副委員長と市長部局との意見交換の場を作る。	・現在は意見交換の場はない	平成19年11月2日決定	必要があれば実施する。
	事務局職員	・議会事務局職員を増員する。	・現在、局長以下5名	平成19年11月30日決定	・各常任委員会の書記を議会事務局職員で行えるように。 ・例規改廃、各種調査事務等を依頼できるような体制作り。 などの理由により、議長から市長へ増員について要望する。 (20・21年度については増員なし。)

***議会改革検討委員会の検討項目に対する意見等**

8月31日持参による提言	議員定数	・法定数上限まで増員する。 女性議員が少ない、定数削減はマイナス			・平成21年3月定例会で議員定数を2名減の20名とした。
	条例の制定	・名目よりも中身が大事			・基本条例の制定が必要か否かを含め、今後検討を行う
	会議、委員会	・議員定数を増して、1名1委員会とする。	・議員1名が各1委員会へ所属している。		・現状どおり、1名、1委員会
	質疑、答弁	・会議規則第55条第3項（質疑は自己の意見を述べることができない）を削除する。	・現状でも、議案等質疑においては自己の意見を述べることは出来ない。		・一般質問と議案質疑を混同しているように思われるので、現状どおりとする。
	議員報酬	・近隣町村より高額			・特別職報酬審議会において議論していただく。
	政務調査費	・使途、金額を明確にし、第三者の判断で			・金額は現状どおりとし、今後、対象となる必要な経費の細目を作成する。
	行政視察	・単なる慰安旅行なら中止すべき			・常任委員会は毎年開催から、2年に1回の開催とし、特別委員会は必要に応じての開催とした。
	情報公開	・議会会議録のWebへの掲載が遅い。			・情報公開は速やかにし、会議の概要を掲載する。
	議会表彰制度	・市長は市民の代表であり、議長は議員の代表で立場が違う。連名は場違い。			・議会独自の表彰制度創設の必要はない。
	議会図書室	・議会図書室を市立図書館へ整備し、市民も利用できるようにする。			・第1委員会室を議員及び職員が利用できる図書室とし、官報、現行法規及びコピー機を配備。